

補助対象となる経費

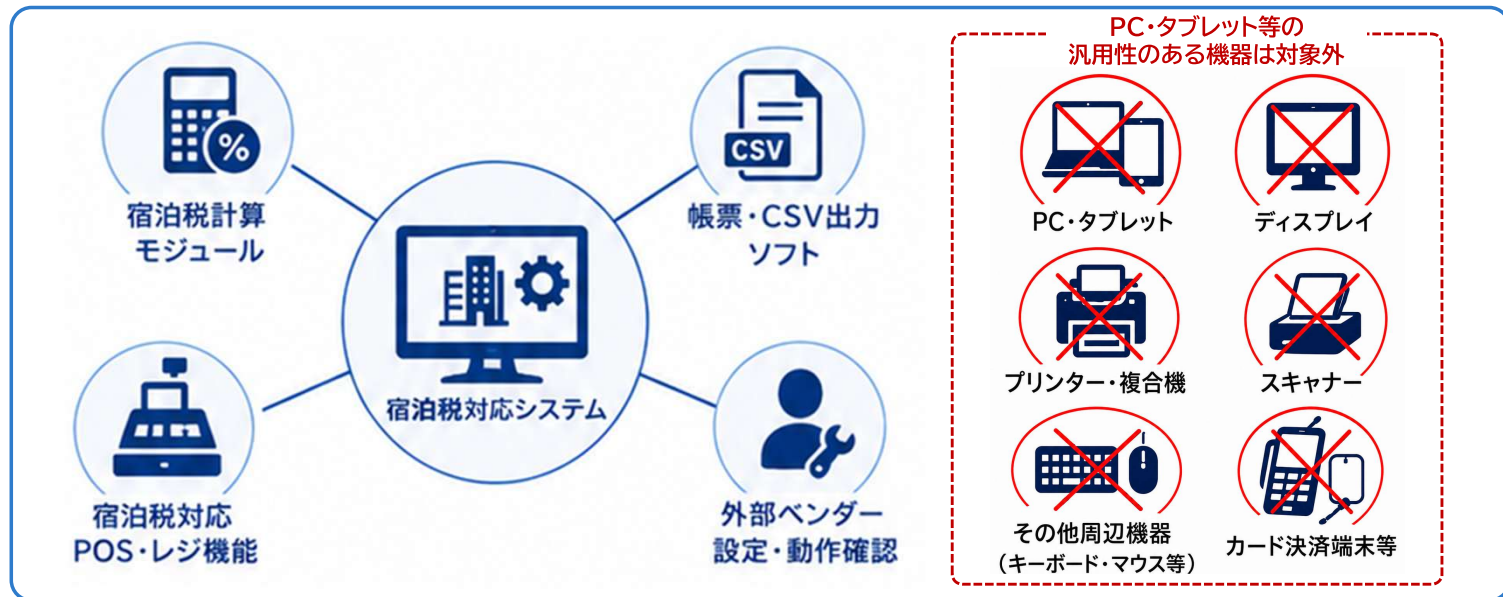
③ システム改修等に伴うハード及びソフトウェアの購入に係る経費

この区分は、宿泊税対応システムの導入・改修に伴い、宿泊税対応機能を運用するために必要なソフトウェア、追加モジュール、専用機器、外部ベンダー設定作業等の購入・導入費を対象とするものです。

パソコン、タブレット、プリンター、複合機、スキャナー、ディスプレイ等の汎用性のある機器は、宿泊税対応に使用する場合であっても対象外です。

1 対象イメージ

① システム改修等に伴い、自社で使用する機器・ソフトの購入費が対象



2 主な具体例



3 対象外の代表例・確認ポイント

△ 対象外の代表例

- × 汎用性のあるPC・タブレット・複合機・スキャナー等
- × カード決済端末・キャッシュレス対応機器
- × 月額利用料・通信費・保守費・リース・レンタル・中古品

☑ 申請時の確認ポイント

- ✓ 宿泊税対応箇所の費用が区分されていること
- ✓ 買切・初期費用であること
- ✓ システム改修等に伴う必要性が説明できること

※単なる備品購入ではなく、宿泊税対応システムの運用に必要な購入であることが重要です。